

群馬県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 27 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮田 和夫

群馬県後期高齢者医療広域連合議会規則第2号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者（団体にあっては、その代表者）は、所定の場所で住所及び氏名（団体にあっては、その団体の名称及び傍聴する者の人員）を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 報道関係者には、議長の定めた傍聴証を交付する。

(傍聴人の制限)

第4条 一般席の定員は、15人とする。

2 一般傍聴人が前項の定員に達したときは、議長は、以後の一般傍聴人の傍聴を拒絶することができる。

3 傍聴を禁止した会議には、入場を許さない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) ラジオ、拡声器、楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。